平成２６年（フ）第１３号
千葉県成田市加良部５丁目１番地１　146号
債務者　生田　勝彦
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１７号
千葉県四街道市和良比850番地３
債務者　齋藤　直秀
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１６号
岡山県井原市井原町571番地10、住民票上の住所岡山県井原市井原町571番地８
債務者　大森　雅之
1　決定年月日時　平成26年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第３２号
岡山県倉敷市連島町連島37番地14、申立時の住所岡山県倉敷市福田町古新田205番地
債務者　小野　　誠
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１５６３号
埼玉県上尾市大字瓦葺2716番地　尾山台団地５―22―505
債務者　北嶋みえ子
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４６号
さいたま市桜区大字下大久保773番地　504
債務者　関田　洋平
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３５号
埼玉県東松山市本町２丁目３番35号　鈴木アパート201
債務者　松橋千恵子
1　決定年月日時　平成26年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第４０号
埼玉県熊谷市本石２丁目142番地　モンシャトー熊谷704
債務者　吉田美津枝
1　決定年月日時　平成26年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第４３号
埼玉県熊谷市久保島811番地１　県営玉井団地20―202
債務者　二ノ宮隆司
1　決定年月日時　平成26年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第４０号
高知市一宮東町２丁目27番４号
債務者　田邊　友子
1　決定年月日時　平成26年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１６号
岩手県北上市黒沢尻１丁目19番１号　北上コーポ203号、旧住所岩手県北上市相去町寺後沢23番地139　ＮＥＷＪＯＹ106号
債務者　穀田かおる
1　決定年月日時　平成26年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第１０号
岩手県奥州市衣川区古戸467番地１　北古戸団地９号、旧住所岩手県奥州市衣川区池田68番地
債務者　三浦さおり
1　決定年月日時　平成26年２月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２６年（フ）第９１号
埼玉県和光市白子３丁目40番８号　エコーハイツ101
債務者　大下　正夫
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１３２号
さいたま市北区土呂町１丁目27番地26　マンションカトレア201
債務者　稲越　裕始
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４０１号
埼玉県越谷市花田４丁目７番地２　ディアスイーストサイドＢ棟102
債務者　岡部雅美こと　小松崎雅美
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第５５号
埼玉県春日部市内牧4142番地11
債務者　星　　郁子（旧姓杵渕・岸田）
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第６５号
埼玉県八潮市緑町３丁目７番地26　鈴木グランドマンションＡ205
債務者　尾形愛沙美
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係